「不当景品類及び不当表示防止法」に依拠する「事業者が講ずべき景品類の提供及び表示の管理上の措置についての指針」（平成 26 年 11 月 14 日内閣府告示第 276 号）に基づくモデーアジャパン合同会社における方針
（モデーアジャパン景表法ポリシー）

1. 景品表示法の考え方の周知・啓発

不当景品類及び不当表示等についての対策を行っています。具体的には：

① 全役員、従業員を対象として、毎月全社員を集めて実施される社員会において、最低年に 1 回は不当表示等に関して、法務部による研修会を実施しています。

② 同業他社の不当表示等に関する事例が公表された場合、速やかに社内メール及び社内イントラネット等を利用して内容を周知し、当社において、そのような実態がないか調査を行い、必要な指導対策を実施しています。

③ 疑問がある時は、必要に応じて顧問契約をしている法律事務所に問い合わせをしています。

2. 法令遵守の方針等の明確化

手順を明確にしています。
当社製品については、当社の米国完全親会社と協議しながら、当社マーケティング担当部門において広告内容を決めています。これらの広告内容は、社外に公表される前に、必ず法務部による不当表示等の防止の観点からのチェックを受けるようにしております。

3. 表示等に関する情報の確認

【景品について】
消費者に対して景品提供を実施する際は、当社マーケティング担当部門あるいは営業支援担当部門において製品やサービスの販売価格や売上総額を試算し、違法とならない景品提供の内容を検討するとともに法務部において二重チェックをし、さらに疑問がある時は、必要に応じて顧問契約をしている法律事務所に問い合わせをしています。

【表示について】
確認を行いました。具体的には、企画・設計段階、調達段階、製造段階、提供段階の各段階において、想定される表示の具体的内容と表示の根拠を確認、検討するとともに、製造元となる当社の米国完全親会社等より、各表示を行うことについてのエビデンスを受領し、法務部門において確認いたしました。その上で、必要に応じて、さらに顧問法律事務所に対し、

最終的な表現内容について意見を求め、適正であることの確認を受けています。

4. 表示等に関する情報の共有

確認を行いました。具体的には、法務部より、各組織の責任者に社内メールを送る方法によって、不当表示等を防止する目的において、商品への表示、広告についての表示に関しての確認を行ったこと、および、その上で、表示上問題がないので、商品化をおこなうこと、さらに、マーケティング担当部門独自の判断にて、広告内容を変更できないことの連絡を行い、各部署から、了解した旨の返信メールを受領しるようにしております。また、社内イントラネット等を利用して関係従業員が表示等の根拠となる情報を閲覧できるような体制をとっています。

5. 表示等を管理するための担当者等を定めること

モデーアジャパン合同会社　社長（兼職表示等管理担当者）甲斐（かい）　三晴（みつはる）
なお、同担当者は以下の①～④の要件を満たしています。
①表示等管理担当者が自社の表示等に関して監視・監督権限を有していること。
②表示等管理担当者が複数存在する場合、それぞれの権限又は所掌が明確であること。
③表示等管理担当者となる者が、例えば、景品表示法の研修を受けるなど、景品表示法に関する一定の知識の習得に努めていること。
④表示等管理担当者を社内において周知する方法が確立していること。

6. 表示等の根拠となる情報を事後的に確認するために必要な措置を採ること

当社では事後的な確認のための措置を採っています。具体的には法務部において、法務部長を最終権限者とした上で、各表示の根拠となる資料ファイルの保管責任を規定し、社内規則によって、商品化された日から起算して 1 年間は社内倉庫において、 1 年経過後は、当社が契約している外部倉庫において、商品化された日から起算して 10 年までは、必ず保管するようにしています。製造元となる当社の米国完全親会社等への問い合わせができる体制を構築し、かつ品質、規格、原産地等に変更があった場合にはその旨の伝達を行うべきことを申し合わせています。

7. 不当な表示が明らかになった場合における迅速かつ適切な対応

第一次的には、法務部において、案件の検討を行い、必要に応じて、速やかに顧問の法律事務所より意見聴取を行います。その上で、緊急度に応じて、直近ないし臨時の当社機関決定

の場において、対策を検討し、問題がある可能性がある時は速やかに一般消費者への周知および当該表示の利用を取り止める等、適切な措置を行います。また、関係従業員等の処分および必要な教育、研修等を改めて実施します。